

財務省告示第二百十八号 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵 省令第三十号）第四條第三項の規定に基づき、平 成十六年四月二十日に発行する利付国債の発行条 件等を次のとおり告示する。 平成十六年四月十九日 財務大臣 谷垣 禎一	一 名称及び記	二 発行の根拠	三 振替法の適	四 発行方法	五 発行額	六 払込金額
	利付国庫債券（十年）（第二百五十九回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一十一號）及び法律第百一十一號（明治三十九年法律第六條第一項及び債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第三十條））	成振替法（七十五號）以下	国債の募集の取扱い及び引受けを目的として組織される団体との間に国債の募集の取扱い及び引受けに関する契約を締結する	額 一兆九千億円	一兆九千五百七十七億八千四百五十九萬九千七百七十五

七 最低額面金

九万四千円

八 振替単位

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最も額の金

九 発行の日

平成十六年四月二十日

十一 利率

一年・五パーセント

十二 利息の払込み

額に加えて、次の算式により算出する。 額に払込むものと規定

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5}{100} \times \frac{31}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるもの

十三 初期利子

平成十六年九月二十日を支払った次の算式により算出した

十四
十五
十六
十七
十八
十九

第二期以後の利子
償還期限
償還金額
元利支額
払場所
募集期間
払込期日

毎年三月二十日及び九月二十日
を、支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。
平成二十六年三月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行
平成十六年四月八日から平成十
六年四月四日まで
平成十六年四月二十日

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。）。